堺市

『児童発達支援自己点検及び評価シート』

作　成　日：　令和５年３月３１日
事 業 所 名：　堺市立第２もず園

		現在の取組内容・今後の改善目標（内容）
１　環境・体制整備	①支援内容にあった指導訓練室・相談スペース等の確保	集団の特性や保育内容に応じ、保育室以外に集会室・遊戯室、廊下等のスペースを活用している。個別に配慮を要する際は、カームダウンルームも使用している。相談室が複数あり、個別相談等に活用している。
	②職員の専門性・配置数 あい・さかいサポートリーダーの配置の有無	保育士や児童指導員を指定基準以上に配置し、各種セラピスト及び社会福祉士等専門資格を有する職員を複数配置している。各職種、連携した支援を提供している。併置している「相談支援室もず」に、あい・さかいサポートリーダーが配置されており、連携がとれている。
	③送迎体制・添乗員の確保	保育者だけでなく看護師やセラピスト等複数の職種が添乗業務にあたっている。バス内での園児の様子を都度記録し、ミーティング等で配慮事項等情報共有することで、園児が安全に楽しく乗車できるようにしている。コロナウイルス感染状況が拡大している時期は、リスク回避のため添乗職員を一定固定化して対応した。 台数が限られる中、乗車時間が長くならないよう工夫することは継続課題である。
	④合理的配慮の視点に基づく環境整備	写真やイラスト、文字等の視覚支援ツールを用いて園児が見通しを持って活動を理解できるよう工夫している。聴覚が過敏な園児にはイヤマフの使用を勧めたり、必要に応じてカームダウンルームを使用したりして、一人一人が安心できる環境づくりに留意している。また、必要に応じて一人一人に合った箱椅子や座位保持椅子を使用し、活動に参加しやすくしている。 調理室は中の様子が見えるようになっており、メニューの提示やイラストの掲示とあわせて子どもたちの期待と理解を促している。
	⑤職員の健康診断の実施	採用時及び年１回の健康診断とストレスチェックを実施している。必要に応じて、産業医面談を受けることができる。法人内に衛生委員会が設置されており、頚肩腕障害検診や健康・労働環境等に関する研修を実施している。

２　業務改善	①アンケート等による利用児・保護者のニーズの把握とフィードバック	毎年保護者会との懇談会を実施し、意見や要望を直接伺っている。無記名での利用者評価アンケートを実施し、集計結果を法人のホームページ等で公表している。面談や電話では話しにくい場合に利用してもらえるよう、ホームページにご意見箱を設置している。業務の資質向上を図るため定期的に第三者評価を受審している。
	②職員の支援技術の向上・虐待防止等の研修 （障害児通所支援事業者育成事業利用の有無）	外部講師を招いての事例検討会や専門的講義、各専門職種による園内研修を実施した。派遣研修は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインでの研修が中心となった。園長を講師に、虐待防止・権利擁護研修を実施した。
	③虐待防止等のための責任者を設置	園長を虐待防止対応責任者に、また、虐待防止受付担当者として園長代理を選定している。重要事項説明の際やポスター掲示にて保護者に周知している。
	④利用児、保護者からの苦情や意見への対応及び事業運営への反映	要望が高い保護者交流会や園の様子を知る機会（親子保育等）については、昨年度同様新型コロナウイルス感染症の影響があったが、状況に応じて参加人数の制限や時間短縮を行いながら、機会を減らさないよう努めた。中止や内容変更の際には、保育の様子を写真で掲載したおたよりの発行や書面での交流等で要望に応えられるよう努めた。 保護者から苦情や意見をいただいた際には、関係職種で速やかに情報共有し状況を把握した上で、園長も含めて対応や改善策を検討し、職員への周知を行っている。
３　適切な支援の提供	①児童発達支援管理責任者による児童発達支援計画の作成（アセスメント・利用児及び保護者の意向確認・計画案の作成・会議開催・計画の保護者への説明及び交付）	入園や次年度継続が決定後、アセスメント、保護者への聴き取りを行い、年度初め（支援開始時）の支援計画案を作成している。児童発達支援管理責任者が計画案を保護者に説明・確認後、支援計画書の交付をしている。その後、半年以内に計画の見直しを行っている。支援計画作成の際は、園児に関わる職員で会議を行っている。
	②モニタリングの実施、計画の見直し	毎日クラスと週２日クラスでは年２回、並行通園クラスは半年以内の計画の見直しを実施している。モニタリングについては、関係職員で子どもの様子や支援方法を日常的に確認している。個別支援計画作成前に保護者の意向をアンケートで確認し、モニタリングの内容と合わせて見直しを行っている。
	③個別の課題に対応した活動内容・プログラム	個々に応じた教材の工夫や関わり方については個別支援計画に記載し、それに基づく活動を日々の集団保育の中に組み込んでいる。年長児には、行事等を通して就学に向けて意識を高めたり力を発揮したりできる機会を作っている。必要に応じて理学療法士や作業療法士等が保育に参加し、保育内容や子どもへの関わり方を工夫してい

		る。感染症拡大防止のため、クラス間交流は中止したが、クラス内で少人数グループを編成し、個々の課題に対応したプログラムを実施した。
	④ミーティング等の実施	毎朝、職員全体ミーティングや職種ごとのミーティングを行い、確認と情報共有を行っている。また、園運営組織に基づき、全体会議、各職種、各委員会、行事会議など多様な単位で検討や情報共有及び確認を行っている。
	⑤支援内容の記録	毎日クラスでは家庭連絡帳に園での様子を記載している。各クラス、モニタリングシートの記録の他、保育日誌や各会議録を作成し、支援内容が十分に記録されるようにしている。
４　関係機関との連携	①サービス担当者会議への参加（障害児相談支援事業所との連携）	相談支援事業所からサービス担当者会議への参加依頼があった場合は、担任や児童発達支援管理責任者、リハビリ担当者等、適切な職員が参加し、支援方法や各種情報の共有を行っている。必要に応じて相談支援事業所につなぎ連携を図っている。併置している「相談支援室もず」とは、密に連携を図ることができている。
	②認定こども園・幼稚園・保育園、保健センター等との連携	地域のこども園等に就園するケースについては、移行支援として、保護者を通じ個別支援計画の提供や引継ぎ会を実施した。並行通園クラスでは、保護者の同意を得て在籍園を訪問し園での子どもの様子を知るとともに、連携して子どもを支援できるようにしている。地域での見守りが必要なケース等は、保健センターや家庭児童相談室とも連絡を取り合いながら支援している。保育所等訪問支援を通じ、こども園等とのつながりも広がっている。
	③他の児童発達支援事業所、児童発達支援センター、障害福祉サービス事業所等との連携	各事業所や関係機関向けに実施していた施設見学会や体験は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。当事業団として実施している児童発達支援事業所職員への研修及び交流会は、オンラインにて開催した。次年度、状況に応じて内容や実施方法を検討し、取り組んでいく予定である。
	④（特に医療的ケアを必要とする利用児について）主治医や協力医療機関等との連携・連絡体制	基本的には、主治医からの意見書をもとに保護者の同意を得た上でケアを行っている。緊急対応が必要な園児については、もず診療所医師を通して主治医や医療機関と連絡をとり対応している。通院した際には、保護者に通院報告書を提出いただき情報提供をしてもらっている。

	⑤就学する際の移行支援（学校との引継ぎ・情報共有等）	引継ぎ資料として、保護者の同意のもと個別支援計画を就学先に提供している。支援学校との引き継ぎは、クラス担任と学校担任と対面で行っている。地域小学校との引継ぎも保護者の希望があれば積極的に行っている。
	⑥「あい・ふぁいる」の活用	福祉のオリエンテーションの際「あい・ふぁいる」を保護者に配布し、個別支援計画等子どもに係る書類を綴じること等活用法を伝えている。作成に向けた学習会を実施し、希望者には作成の機会も作った。作成についての個別の相談は随時対応している。
5　保護者への説明責任等	①事業所で実施している支援（支援内容、プログラムなどを記載してください。）	毎日登園クラス（定員 84 名・7 クラス・3～5 歳児在籍）は、生活年齢を基本に発達課題や集団作り等を考慮し編成している。親子で登園する週２日登園クラス及び並行通園クラスでは、子どもの状態や課題を保護者と確認しながら生活や発達の支援を行っている。 豊かな人間関係を築くことを土台に、安心・見通しをもてるように同じ流れで過ごすこと、個々のペースに合わせ身辺自立に取り組むこと、遊びを通して情緒の安定や主体的・意欲的に活動に向かう力を育てることを重視している。毎日登園クラスは単独登園で分離保育が基本だが、親子保育も実施し職員との情報共有を行っている。 家族支援プログラムとして、保護者学習会や懇談等を実施している。診療所医師の指示のもと必要性に応じたリハビリを実施し、多職種によって多面的に子どもの姿を捉え支援を行っている。
	②運営規程、支援内容、利用者負担の説明	新入園児に対しては、利用契約についての説明会で重要事項説明書に基づき丁寧に説明している。継続児に対しては、継続年度当初にあらためて説明を行っている。
	③保護者からの相談への適切な対応、必要な助言	毎日クラスでは、家庭連絡帳を通して、保護者と子どもの様子や家庭での困りごとについてやり取りをしている。気になることがあれば、電話による相談や来園時に時間をとって必要な助言を行う場合もある。これらの対応で応じきれない場合は、担任や児童発達支援管理責任者が家庭訪問や面談を実施した。 親子クラス（並行通園含む）でも保護者からの相談にその都度丁寧に応じるようにしている。 必要に応じて関係職種によるケースカンファレンスを実施し、情報共有や今後の方針検討をし、保護者に助言や提案を行っている。

	④会報の発行等による活動内容や行事予定等の定期的な発信	毎日クラスでは、年度初めに年間行事予定を配布している。毎月園だより・クラスだよりを発行し、行事予定詳細、保育の様子等園の取り組みについて、絵本や歌の紹介、各職種からの情報提供等を行っている。法人全体では、広報誌『事業団だより』の発行やホームページ、フェイスブックによる情報発信を行っている。
	⑤日々の支援内容、利用児の様子、おやつ等の保護者への報告	毎日の家庭連絡帳にて、日々の支援内容と園児の様子、給食の食事量や特別食対応などを記入している（食具の使用や食事態度、特別食対応については、個別支援計画にて確認）。家庭連絡帳以外にも、保護者の来園時やバス送迎時、電話で報告する場合もある。
	⑥おやつ代等実費徴収している費用に係る領収書の発行、精算報告	毎月引落日までに明細を記した「請求書」を発行し、保護者に渡している。入金確認後、「領収書」「代理受領のお知らせ」を渡している。
	⑦身体拘束を行う場合の決定手順、利用児・保護者への説明、計画への記載	身体拘束と考えられる行為について、児童発達支援管理責任者を含めた関係者で支援方法を検討している。検診等やむを得ない場合については、保護者に説明し同意を得た上で個別支援計画に記載している。常に支援の質の向上を目指し、職員間で議論するよう努めている。
	⑧個人情報の適切な取扱い	職員に対し、年度当初に個人情報保護に関する研修を実施している。必要に応じ朝礼や職員会議でも注意喚起を行っている。ケースファイル等は施錠できる保管庫にて管理している。関係機関に情報提供する際は、あらかじめ文書にて保護者の同意を得ている。当法人個人情報保護規定に則り適切な管理に努めている。 メール送信や郵送、ファックスの際のチェック方法をマニュアル化し、個人情報の漏洩防止に取り組んでいる。
６ 非常時の対応	①緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等の整備と職員、保護者への周知	法人で、緊急時対応マニュアル、感染症対策マニュアル、事故対応マニュアルを整備している。職員研修を通して、各種マニュアルの周知を行っている。緊急時対応については、フローチャートを作成し職員室に掲示している。保護者には、『入園のしおり』等で周知するとともに当法人ホームページからも閲覧できるようにしている。緊急時の保護者への連絡手段として、毎日クラスではメール連絡を整備しており緊急時に使用している。災害用伝言ダイヤル(171)及び web171 の利用体験の機会を設けている。

	②非常災害の計画策定、避難・救出・その他必要な訓練の実施	年間計画を作成し、火災・地震・不審者・自由外出児（園児捜索）訓練を行っている。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、総合訓練の際の消防署立ち合いは叶わなかったが、消防署協力のもと 119 番通報訓練を含む避難・消火訓練を実施した。
	③ヒヤリハット、事故の事案を収集し再発防止等について事業所内において共有	ヒヤリハットや怪我・事故発生について、毎朝の全体ミーティングで速やかに口頭報告し、周知と注意喚起を行っている。また、報告書は全職員に回覧し、情報共有を行っている。毎月の集計や分析を行い、関連する職種間でタイムリーな確認と共有を行うことで再発防止に努めている。
	④サービス提供中の事故を防ぐための取組等	上記のヒヤリ・ハットについて、複数の職員により、人的要因・環境的要因を分析し、具体的な改善策を立てている。 毎朝の安全点検では落下物等の点検・毎月の安全点検を実施し、要修繕箇所や対策等を園長含め確認し、適宜改善している。 施設内各扉の施錠の徹底、高所登りや指詰めの防止対策等、事故を未然に防ぐ施設改善をしている。 アレルギーを持つ子どもに対しては、看護師が環境設定にも関わりながら、誤食等の防止に努めている。 職員に対しては、事故防止に関する研修を採用時や年度初めに実施し、職員一人一人が事故防止に努めている。
	⑤感染症対策の実施	感染症マニュアルの周知徹底、予防接種の推奨を行っている。感染症発生時は保護者へ書面による注意喚起を行い、感染症の特性に合わせ適切に種類や濃度を変更した消毒薬を使用している。標準予防策に加え、感染経路別対策も実施している。
7 その他	① 地域との交流	毎年実施している近隣のこども園との施設間交流や、地域の絵本の読み聞かせボランティア団体の受け入れについては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施を見送った。園庭開放や入園希望者対象の見学会、土曜日クラブは感染症対策を充分に講じた上で実施した。